

発議第4号

愛南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例
等の一部改正に対する附帯決議

上記の議案を、愛南町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定に
より提出する。

令和4年12月12日

提出者 愛南町議会議員 嘉喜山 茂

賛成者 愛南町議会議員 那須 芳人

同 佐々木史仁

愛南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例等の一部改正に対する附帯決議

本議会において、愛媛県人事委員会勧告に基づく愛南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例が可決された。この改正により、一般職の給料は令和4年4月1日に遡って適用となり、会計年度任用職員の給料は令和4年12月1日からの適用となる。

会計年度任用職員は業務上必要不可欠な存在であるにもかかわらず、給与等の待遇面において改善されているとは言い難い。この問題については国会においても取り上げられており、河野大臣は改善に前向きな姿勢を示している。

しかしながら本町の給与改正等においてはこれまで、この勧告を基におこなってきたこと等を勘案すると致し方ない面もある。

加えて本議会においては、地方公務員法の改正により、職員の定年を65歳まで段階的に引き上げる地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例が可決された。

本町の職員の給与は愛媛県下でも低い水準にあることから、これを是正するためにおこなってきた給料の底上げにより、職階制上の職員の構成は偏ったものとなっている。この条例の改正により、今後職員の構成に一段と偏りが生じることが懸念される。

この給料の底上げは、優秀な人材の確保などの効果も見込める反面、職員構成の偏りなど課題もうかがえる。

これから、職員の定年の延長という公務員制度の変革期を迎えるに当たり、人事制度も総合的に見直すべき時期であると考ええる。

町理事者においては、次の点を踏まえ最善の努力をおこなうこと。

- ・ 職階制などの人事制度について、長期的な視点に立ち再検討すること。
- ・ 会計年度任用職員の給与等について、国また県の動向を注視し、その待遇が改善されるよう検討すること。

以上、決議する。

愛南町議会